（保 322）
令和４年３月１８日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて

新型コロナウイルス感染症に係る検査の点数につきましては、令和４年３月１６日の中央社会保険医療協議会総会の審議を経て、「核酸検出（ＰＣＲ）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のためのさらなる経過措置として、令和４年４月１日から令和４年６月３０日まで８５０点とし、令和４年７月１日に７００点とすることが承認され実施されることとなり、令和４年３月１８日付け日医発第 975 号（保 319）「新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて」により、ご連絡申し上げたところでございます。

今回の対応につきましても、厚生労働省より、今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や衛生検査所等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、添付資料のとおり、関係業界に対し周知されておりますので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

＜添付資料＞
新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）
（令 4.3.17　事務連絡　厚生労働省医政局地域医療計画課・経済課・
新型コロナウイルス感染症対策推進本部・保険局医療課）

① 日本医療機器産業連合、米国医療機器・IVD 工業会、欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会、日本臨床検査薬協会　あて
② 都道府県・保健所設置市・特別区　衛生主管（部）局　あて
③ 日本衛生検査所協会　あて

事　務　連　絡
令和４年３月 17 日

一般社団法人　日本医療機器産業連合
一般社団法人　米国医療機器・IVD 工業会
欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会
一般社団法人　日本臨床検査薬協会
御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
経済課
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

平素より体外診断用医薬品の安定供給に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添のとおり、令和４年３月16日の中央社会保険医療協議会総会において、『「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和４年４月１日から令和４年６月30日まで850点とし、令和４年７月１日に700点とする』ことが承認されたところです。

今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や衛生検査所等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、貴会傘下の会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を一般社団法人日本衛生検査所協会宛に送付することを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し

別　添

【見直し】

○　「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和４年４月１日から令和４年６月30日まで850点とし、令和４年７月１日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	**1350点**	**850点**	**700点**
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点	**700点**		
抗原検出検査（定性）	600点	**300点**		
抗原検出検査（定量）		**560点**		

（参考）
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し後の点数一覧

検査項目	見直し後の点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	**4/1～6/30 850点**	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） ２回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	**4/1～6/30 850点**	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） ２回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	**300点**	D012 感染症免疫学的検査 「26」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）	**560点**	D012 感染症免疫学的検査 「52」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	**420点**	D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） ２回分

（ 参 考 ）

保医発０３１６第１号
令和４年３月１６日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）を下記のとおり改正し、令和４年４月１日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合の SARS-CoV-2 核酸検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和４年３月 16 日）において承認されたとおり、令和４年７月１日に再度見直しを行い、700 点とする予定であることを申し添えます。

記

１　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０２３(18)のアを次のように改める。

(18)　SARS-CoV-2 核酸検出

ア　SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の

「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

２　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０２３(30)のアを次のように改める。

(30)　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、ＰＣＲ法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

改　正　後	現　　行
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００～Ｄ０２２　（略） Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 （１）～(17)　（略） (18)　SARS-CoV-2 核酸検出 ア　SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合につい	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００～Ｄ０２２　（略） Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 （１）～(17)　（略） (18)　SARS-CoV-2 核酸検出 ア　SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
イ～オ　(略)	イ～オ　(略)
(19)～(29)　(略)	(19)～(29)　(略)
(30)　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	(30)　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出
ア　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、ＰＣＲ法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」Ｈ	ア　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、ＰＣＲ法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ～オ　（略）	イ～オ　（略）

事　務　連　絡
令和４年３月17日

各 { 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 } 衛生主管（部）局　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
経済課
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添のとおり、令和４年３月16日の中央社会保険医療協議会において、『「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和４年４月１日から令和４年６月30日まで850点とし、令和４年７月１日に700点とする』ことが承認されたところです。

各衛生検査所におかれては、今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、貴管内の衛生検査所の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を検査機器・試薬関係団体及び衛生検査所関係団体宛に送付することを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し

別　添

【見直し】

○　「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和４年４月１日から令和４年６月30日まで850点とし、令和４年７月１日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	**1350点**	**850点**	**700点**
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点	**700点**		
抗原検出検査（定性）	600点	**300点**		
抗原検出検査（定量）		**560点**		

（参考）
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し後の点数一覧

検査項目	見直し後の点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	**4/1～6/30 850点**	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） ２回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	**4/1～6/30 850点**	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） ２回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	**300点**	D012 感染症免疫学的検査 「26」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）	**560点**	D012 感染症免疫学的検査 「52」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	**420点**	D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） ２回分

保医発０３１６第１号
令和４年３月１６日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）を下記のとおり改正し、令和４年４月１日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合の SARS-CoV-2 核酸検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和４年３月 16 日）において承認されたとおり、令和４年７月１日に再度見直しを行い、700 点とする予定であることを申し添えます。

記

１　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０２３(18)のアを次のように改める。

(18)　SARS-CoV-2 核酸検出

ア　SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の

「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

２　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０２３(30)のアを次のように改める。

(30)　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、ＰＣＲ法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

改　正　後	現　　行
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００～Ｄ０２２　（略） Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 （１）～(17)　（略） (18)　SARS-CoV-2 核酸検出 ア　SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合につい	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００～Ｄ０２２　（略） Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 （１）～(17)　（略） (18)　SARS-CoV-2 核酸検出 ア　SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
イ～オ　(略)	イ～オ　(略)
(19)～(29)　(略)	(19)～(29)　(略)
(30)　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	(30)　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出
ア　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、ＰＣＲ法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」Ｈ	ア　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、ＰＣＲ法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ～オ　（略）	イ～オ　（略）

事　務　連　絡
令和４年３月 17 日

一般社団法人　日本衛生検査所協会　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
経済課
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

平素より、医療機関に対する医療関係サービスの安定的かつ継続的な供給にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添１のとおり、令和４年３月16日の中央社会保険医療協議会総会において、『「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和４年４月１日から令和４年６月30日まで850点とし、令和４年７月１日に700点とする』ことが承認されたところです。

今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、別添２のとおり、都道府県等に衛生検査所への周知を依頼しましたのでご承知おきください。

なお、同旨の事務連絡を一般社団法人日本医療機器産業連合、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会及び一般社団法人日本臨床検査薬協会宛に送付することを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し

別添１

【見直し】

○　「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和４年４月１日から令和４年６月30日まで850点とし、令和４年７月１日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	**1350点**	**850点**	**700点**
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点	**700点**		
抗原検出検査（定性）	600点	**300点**		
抗原検出検査（定量）		**560点**		

（参考）
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し後の点数一覧

検査項目	見直し後の点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	**4/1～6/30 850点**	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） ２回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	**4/1～6/30 850点**	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） ２回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	**300点**	D012 感染症免疫学的検査 「26」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）	**560点**	D012 感染症免疫学的検査 「52」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	**420点**	D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） ２回分

別添２

事　務　連　絡
令和４年３月17日

各 { 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 } 衛生主管（部）局　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
経済課
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添のとおり、令和４年３月16日の中央社会保険医療協議会において、『「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和４年４月１日から令和４年６月30日まで850点とし、令和４年７月１日に700点とする』ことが承認されたところです。

各衛生検査所におかれては、今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、貴管内の衛生検査所の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を検査機器・試薬関係団体及び衛生検査所関係団体宛に送付することを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し

別　添

【見直し】

○　「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和４年４月１日から令和４年６月30日まで850点とし、令和４年７月１日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	**1350点**	**850点**	**700点**
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点	**700点**		
抗原検出検査（定性）	600点	**300点**		
抗原検出検査（定量）		**560点**		

（参考）
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し後の点数一覧

検査項目	見直し後の点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	**4/1～6/30 850点**	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） ２回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	**4/1～6/30 850点**	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）（425点） ２回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」ＨＰＶ核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	**300点**	D012 感染症免疫学的検査 「26」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）	**560点**	D012 感染症免疫学的検査 「52」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	**420点**	D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） ２回分

保医発０３１６第１号
令和４年３月１６日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）を下記のとおり改正し、令和４年４月１日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合の SARS-CoV-2 核酸検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和４年３月 16 日）において承認されたとおり、令和４年７月１日に再度見直しを行い、700 点とする予定であることを申し添えます。

記

１　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０２３(18)のアを次のように改める。

(18)　SARS-CoV-2 核酸検出

ア　SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の

「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

２　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０２３(30)のアを次のように改める。

(30)　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、ＰＣＲ法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

改　正　後	現　　行
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００～Ｄ０２２　（略） Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 （１）～(17)　（略） (18)　SARS-CoV-2 核酸検出 ア　SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合につい	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００～Ｄ０２２　（略） Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 （１）～(17)　（略） (18)　SARS-CoV-2 核酸検出 ア　SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
イ～オ　(略)	イ～オ　(略)
(19)～(29)　(略)	(19)～(29)　(略)
(30)　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	(30)　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出
ア　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、ＰＣＲ法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「56」ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」Ｈ	ア　SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、ＰＣＲ法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」ＨＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ＰＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「Ｄ０２６」検体検査判断料の「７」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス　2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ～オ　（略）	イ～オ　（略）